

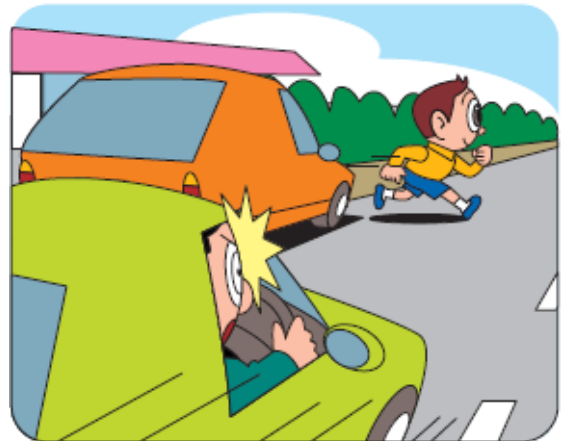


ドライバーから見えない部分を死角といいます。安全な運転をするためには、死角に潜む危険を的確に予測することが重要なポイントになります。死角にはさまざまなものがありますが、今回は特に単路と交差点における他車を作る死角についてまとめてみました。

駐車車両を作る死角

路上に駐車車両があると、その向こう側が死角となります。駐車車両がトラックやワンボックスカーの場合は、その陰にいる歩行者や自転車はほとんど隠されてしまいますが、乗用車の場合でも、背の低い子どもや高齢者は隠されてしまうことがあります。商店街や学校や病院、公園付近など歩行者や自転車の多い場所ではあらかじめスピードを落とすとともに、駐車車両があるときはその周囲に歩行者や自転車がいないかどうかをしっかりと確認しましょう。

また、駐車車両が大型車の場合、その前に駐車している車両を隠してしまうことがあります。それに気づかず大型車の前は空いていると思ってセンターラインをはみ出して追越しをすると、対向車が接近している場合は危険な状態を招くおそれがありますから注意しましょう。



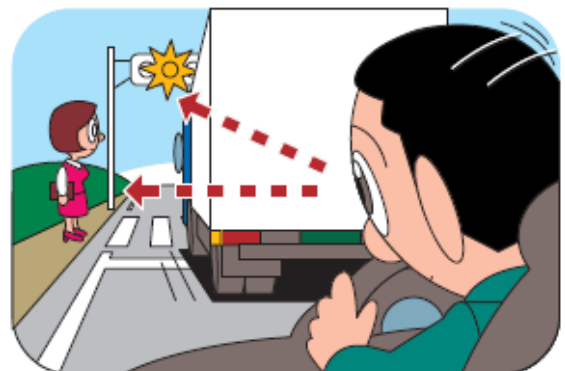
対向車線の渋滞車列を作る死角

渋滞で停止している車列は連続した死角を作るため、どこから歩行者や自転車が道路を横断してくるかわかりません。そのため渋滞車列の間によく目を配る必要があります。さらに注意を要するのが横断歩道のある場所です。渋滞車列のために横断歩行者や自転車の発見が遅れやすくなりますから、路面の「横断歩道または自転車横断帯あり」の道路標示などを見落とさないようにするとともに、スピードを十分落として横断歩行者や自転車に備えましょう。



前方の大型車を作る死角

バスやトラックなどの大型車に追従して走行すると、前方の道路状況が見えにくくなります。そのため前方の信号が確認できず、赤信号で交差点に進入する危険があります。大型車に追従して走行するのは避けるのが望ましいのですが、やむを得ず大型車に追従して走行する場合は、車間距離を十分に取る、走行位置を左右に少しずらすなどして、前方の視界の確保に努めましょう。





交差点で他車を作る死角

交差点右折時に対向車を作る死角

◆対向右折車を作る死角

右折時に対向右折車がいると、その後方が死角となり、対向車線の状況が確認しにくい状況となりますが、対向右折車が大型車の場合には特に死角が大きくなり、直進車を見落とす危険があります(図1)。対向車線の状況が確認しにくいときは、一気に右折するのではなく、徐行して対向車線の状況が見えるところで一時停止し安全確認をするようにしましょう。

◆対向直進車を作る死角

対向直進車が大型車の場合には、その後方を走行している後続車の有無が確認しにくい状況になり、対向直進車の通過直後にいきなり右折をすると、後続車と衝突する危険があります(図2)。対向直進車の通過後は一呼吸置いて、必ず後続車の有無を確認するようにしましょう。

◆対向左折車を作る死角

対向左折車が左折して横断歩道の手前で停止すると、その向こう側が死角となって横断歩行者や自転車の有無が確認できないことがあります(図3)。このようなときに右折してそのまま横断歩道を通過しようとする、横断してきた歩行者や自転車と衝突する危険があります。対向左折車が停止しているということは、横断歩行者や自転車がいるということです。徐行で進行し、必ず横断歩道の手前で停止しましょう。

交差点左折時に先行車を作る死角

交差点左折時に先行左折車があると、その車両が左折していく先の横断歩道の右側を隠してしまうことがあります(図4)。そのまま先行左折車に追従して左折していくと右側から横断してくる歩行者や自転車を見落とし、危険があります。横断歩道の手前で一時停止し、自分の目で安全確認をしましょう。

交差点発進時に側方の停止車両を作る死角

信号待ちのために先頭停車しているとき、側方に大型車が停車していると、横断歩道の状況が十分確認できない状態となります(図5)。このようなとき、信号が青に変わってすぐに発進していくと、渡り遅れた歩行者などと衝突してしまう危険があります。側方に停車している車が発進したのを確認してから自車も発進するようにしましょう。

図1

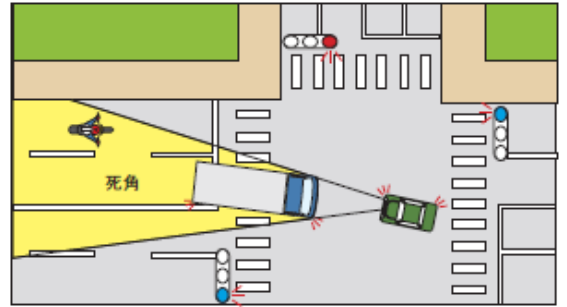


図2

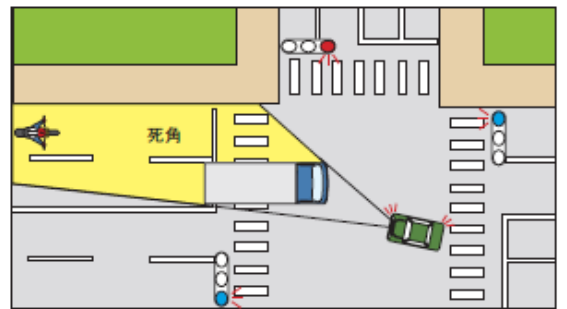


図3

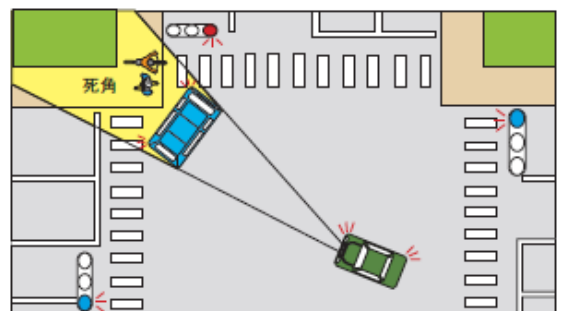


図4

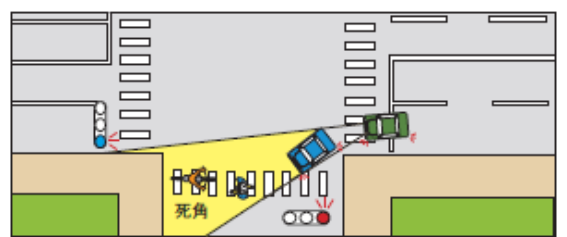
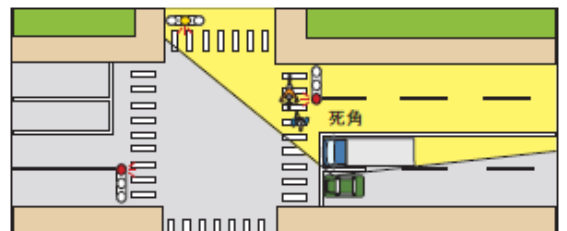


図5



《取扱代理店》 パナソニック保険サービス株式会社

本社:〒540-6202 大阪市中央区城見2丁目1番61号
ツイン21 OBPパナソニックタワー2階

札幌: TEL 011-242-0685 FAX 011-242-0686	新潟: TEL 0256-97-0228 FAX 0256-97-0229	大阪(本): TEL 06-6949-4561 大阪(B): FAX 06-6949-3850	熊本: TEL 0799-23-3914 FAX 0799-23-3983
仙台: TEL 022-711-3581 FAX 022-265-8640	名古屋: TEL 052-951-6231 FAX 052-961-6980	草津(滋賀): TEL 077-566-4485 FAX 077-566-4271	四国(徳島): TEL 088-699-9480 FAX 088-699-9481
東京: TEL 03-3436-3160 FAX 03-3434-0240	春日井: TEL 0568-81-6215 FAX 0568-84-6418	中国(岡山): TEL 086-297-6320 FAX 086-297-7776	福岡: TEL 092-474-4800 FAX 092-474-4837
横浜: TEL 045-938-2045 FAX 045-938-2097	津: TEL 059-229-8705 FAX 059-229-8707	鳥取: TEL 050-3758-1743 FAX 086-297-7776	
群馬: TEL 0276-63-2266 FAX 0276-63-6439	大阪: TEL 06-6937-7866 FAX 06-6949-5237	個人情報のお取扱についてはパナソニック保険サービス株式会社・ホームページ (https://panasonic.co.jp/pisj/info/info03.html)をご覧ください。同意していただいた上でご連絡ください。	

Ver.1904